

教育振興基本計画・教育大綱の今後の方向性について

- (1) 現 教育振興基本計画・教育大綱の評価・検証について
- (2) 次期 教育振興基本計画・教育大綱の策定について

【参考】現 教育振興基本計画・教育大綱の評価・検証（詳細）

■ 教育振興基本計画 [教育委員会所管]

地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

- ※ 教育振興基本計画は平成23年(2011年)2月から策定。
- ※ 平成28年度(2016年度)から「教育振興基本計画＝教育大綱」としている。
- ※ 現 教育振興基本計画(＝教育大綱)の計画期間は、令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)

■ 教育大綱 [市長事務部局所管]

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、
その**目標や施策の根本となる方針**を定めるもの。(「総合教育会議」で協議し、地方公共団体の長が策定)

【参考】関係法令

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 略

4 略

（１）現 教育振興基本計画・教育大綱の評価・検証について

■ 本市教育理念の着実な浸透

令和2年7月に策定した教育振興基本計画・教育大綱の期間中には、まさに予測困難な時代の象徴ともいうべきコロナ禍に直面し、一斉臨時休校など、これまでの「学校の常識」に大きな変化をもたらした。

そうした中でも、学校生活のあらゆる場面で、こどもたちが自ら考え活動する、こうした姿が数多く見られたほか、休校や分散登校といった状況の中でも「できることはなんでもやる」という精神の下、先生とこどもたちをオンラインで繋ぐ環境をいち早く整備するなど、それぞれの現場で、全国のモデルとなるような実践が数多く生み出された。

このことは、困難な状況にあっても自ら変化を創り出し、自らの力で自立的に行動する、「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」という本市教育の基本理念が着実な浸透を遂げている現われである。

■ 教育大綱の振り返り

- 教育大綱の計画期間においては、学校教育分野では、重点的取組4つ、施策の基本方針4つのもと取組を推進した。
- 学校におけるタブレット端末の利活用に差があるという課題があるものの、小・中学校での1人1台の**タブレット端末の整備**が完了し、その活用率は**全国トップクラス**となった。
- 教員がこどもと向き合うための体制の整備については、今後も取組を進める必要はあるものの、**教職員の長時間勤務の実態改善**が図られた。
- 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進については、学校施設の老朽化対策や**トイレ洋式化**等を計画的に行うなど、着実に快適な学習環境が整備されている。



タブレット端末の活用



トイレ洋式化

- 一方で、教員による体罰・暴言など、こどもの命や人権侵害に関する事案が生じた。
この事態を重く受け止め、**同様の事案を二度と起こさないよう、具体的な再発防止策を講じる必要がある。**
- このほか、こどもを取り巻く問題は複雑多岐にわたるため、課題に迅速かつ丁寧に対応できるよう、こどもに関する総合的な施策の全庁的な取組のけん引役として、令和5年4月に「**こども局**」を**新設**した。
同時に、学校内外で生じたいじめや不登校の悩み、体罰や暴言等、こどもの権利を侵害する事案について、こどもや保護者などから相談を受け、対応を行う「**こどもホットライン**」を開設した。
今後、市長部局(こども局)と教育行政(教育委員会)の連携を密にし、一丸となって対応を行っていく必要がある。
- 文化・スポーツの分野では、**新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の制限のなかで活動を行わざるを得ない状況**にあった。
そのような中、アーティストスポット熊本をはじめとして、アーティストの新たな活動の場を拡大するなど、市民が身近なところで文化芸術に触れる機会の創出に努めた。
また、感染防止対策を講じながらスポーツイベントを実施するなど、スポーツの振興に努めた。



(2) 次期 教育振興基本計画・教育大綱の策定について

■ 教育を取り巻く環境（参照：国の教育振興基本計画）

- 一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するため、教育の果たす役割は益々大きくなっている。
- こども基本法の施行やこども家庭庁の設立など、**こどもの権利利益の擁護や意見表明**に関する法整備がなされたところであり、これらへの対応を図るとともに、一人ひとりの将来の自立と積極的な社会参画に向けた学びを充実させ、**主体的に考え行動できる人づくり**を目指す必要がある。
- 社会の多様化や地域の国際化が進む中、こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに応じた指導や環境整備の充実に取り組み、**多様性、包摂性のある共生社会**を実現する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症が社会のデジタル化を飛躍的に進展させた中で、教育の分野において ICT を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、**デジタル化**を更に推進していくことが不可欠である。
- AIやロボット技術が飛躍的に進展しており、特に生成 AI は暮らしや社会に大きな変革をもたらす可能性が指摘されている。新しい時代に求められる資質能力の育成に向け、**主体的・対話的で深い学び**の視点からの授業改善を更に推進しなければならない。

■ 本市における課題

- 教員による体罰・暴言など、**こどもの命や人権侵害に関する事案が二度と生じないよう、具体的な再発防止策を講じる必要がある**
- **こどもの権利侵害事案の深刻化**(児童虐待、いじめ認知件数などの増加傾向)、**複雑化**(ヤングケアラー、SNSトラブル、インターネット犯罪、スマホ依存等)の現状がある。
- こどもの権利侵害事案には、福祉的アプローチが必要な場合が多く、学校だけでの解決が困難なケースが存在していることから、**学校内外を問わずこどもの相談通報を受ける体制**を整えるなど、こどもの命、権利を守るために、**教育と福祉の垣根を超えた一体的な対応**が必要である。
- 地域の教育力の低下や、家庭を取り巻く環境が変化する中、**学校・家庭・地域が連携・協働**することにより、地域全体でこどもたちを育む環境づくりを推進する必要がある。
- **教職員の働き方改革**を一層推進し、良好な教育環境の充実に努める必要がある。
- 公民館や図書館などの社会教育施設において、市民ニーズやさまざまな生活様式に対応した**学習機会の提供**を継続して図る必要がある。
- 地域の文化活動の支援等を通じて、**地域文化の継承、担い手育成**を図ることが必要である。
- 地域の実情に応じた身近な**スポーツの場づくり**や**スポーツ指導者の養成・確保**などにより、生涯にわたってスポーツに親しむことができる機会の提供に継続して取り組む必要がある。

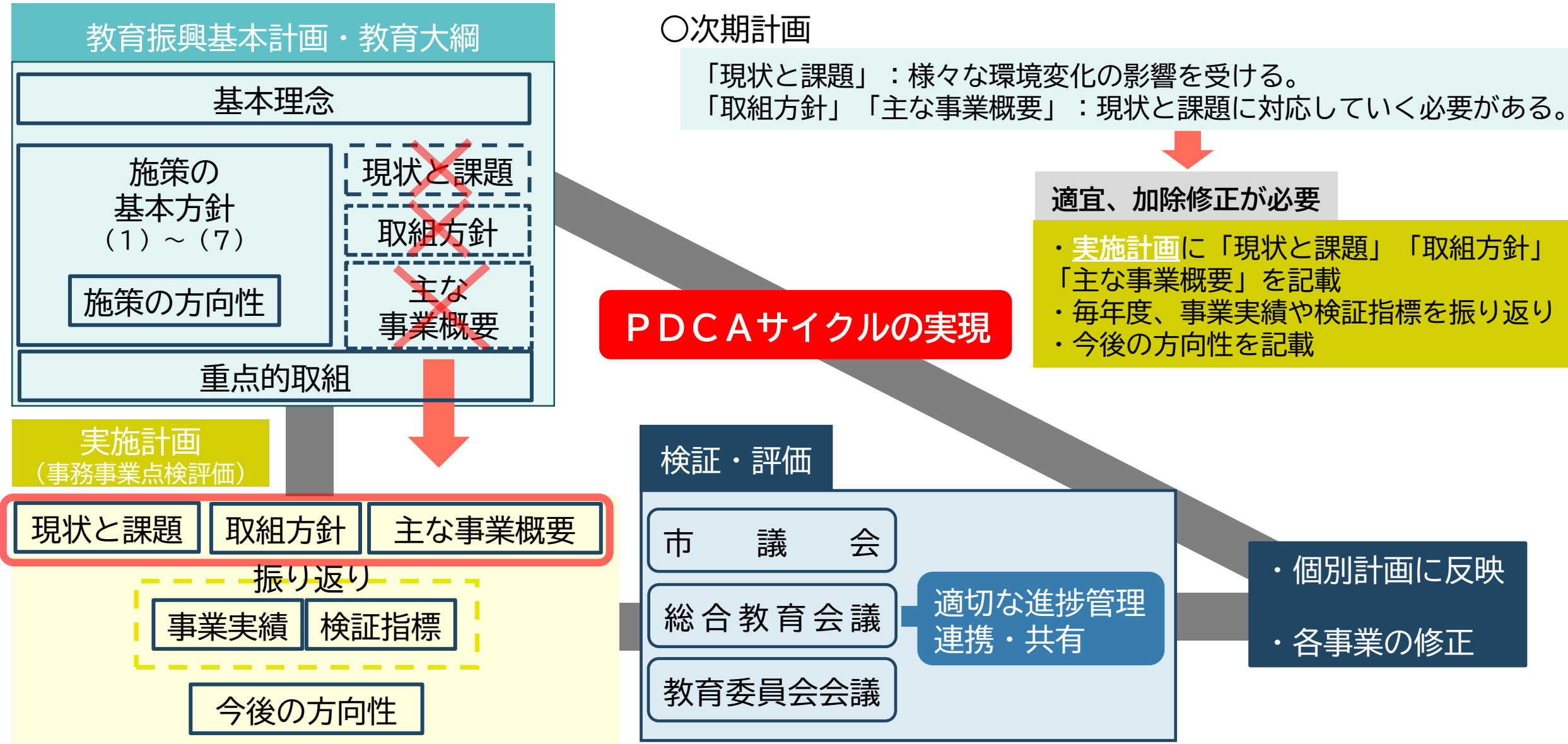
- ・教育の普遍的な使命を果たすことに加え、未来を見据えた教育の実現、取り巻く環境の変化や課題の解決などに対し、これまで以上に機動的かつ柔軟に教育施策を展開する必要がある。

基本的な考え方 1

- ・教育振興基本計画・教育大綱には、教育、学術及び文化の振興に関する基本理念・基本方針を定める。
 - ⇒ 教育振興基本計画・教育大綱の基本理念・基本方針は、各個別計画や各種事業等による分野別施策において具体化する。

基本的な考え方 2

- ・各個別計画や各種事業等の進捗は、毎年度適切に評価・検証し、その結果を教育行政の改善につなげる。
 - ⇒ 従来、教育振興基本計画・教育大綱に記述していた基本方針に係る現状と課題、取組方針及び具体的な事業概要等の詳細については、実施計画（事務事業点検評価）に記述し、環境変化への対応や検証結果の反映をこれまで以上に機動的かつ柔軟に行う。



■次期教育振興基本計画・教育大綱のイメージ

熊本市教育振興基本計画体系図

熊本市教育振興基本計画（令和2～令和5年度）[熊本市教育大綱]

基本理念

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

施策の基本方針

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自ら学びに向かう力を育む教育の推進 ② 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 ③ 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進 <p>(2) 子ども一人ひとりを大切にしている教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個別最適化された学びの推進 ② 多様な教育的ニーズに対応した支援の充実 ③ 特別支援教育の推進 ④ 体罰・暴言等の根絶 <p>(3) 最適な教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会と連携した教育環境の整備 ② 働き方改革の推進 ③ 安全・安心な学校づくりの推進 <p>(4) 学校教育と福祉の連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がいへの理解の促進 ② ライフステージに応じた継続的な支援の充実 ③ 児童虐待への対応強化 ④ 家庭環境に左右されない学習機会の充実 | <p>(5) 多彩な学習機会の提供と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学びの機会の提供と創造 ② 生涯学習関連施設の機能充実 ③ 青少年の健全育成 <p>(6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化活動の推進 ② 歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用 <p>(7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ機会の充実 ② 競技力の向上 ③ スポーツ施設の設備・機能充実 |
|---|---|

重点的取組

- | | |
|--|---|
| <p>(1) いのちを大切にできる心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応</p> <p>(2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進</p> | <p>(3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備</p> <p>(4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進</p> |
|--|---|

育む さっぽろっ子 教育の大綱

「子どもたちが健やかに育つ街」さっぽろを目指して、教育の振興に関する施策を総合的に推進するため、教育の大綱をここに定めます。

教育の方針

子どもたちの中にある「生きる力」を育み、大きく伸ばすことで、世界の舞台で活躍する「さっぽろっ子」を育てます。

取組の柱

- 子どもたちが安心して生活し学習することのできる環境を整えます。
- 学びや成長の機会を充実させ、子どもたちの可能性を広げます。
- ふるさと札幌への思いを持ちながら国際的な視野で創造的に考えることができる子どもたちを育みます。

平成27年10月27日

札幌市長 秋元克広

【参考】現 熊本市教育振興基本計画・教育大綱

【参考】札幌市 教育大綱

令和5年8月	政策会議(見直し方向性)
	総合教育会議で審議(見直し方向性)
9月	第3回市議会常任委員会にて報告(見直し方向性)
11月	政策会議(素案)
	総合教育会議で審議(素案)
12月	第4回市議会常任委員会にて報告(素案)
令和6年1月	パブリックコメント
2月	総合教育会議で審議(最終案)
//	第1回市議会常任委員会にて報告(最終案)
3月	教育振興基本計画・教育大綱策定